

◇泉 美和子君

○議長（高橋 猛君） 最初に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に従い、一般質問いたします。

初めに、国保制度について伺います。高過ぎる国保税の引き下げを図るため、一般会計からの法定外繰り入れを行う自治体が全国的にふえています。厚生労働省の調査によると、各市町村の全国平均で1人当たり1万円を超えています。1人当たりの一般会計法定外繰入額は平成19年度は8,048円でしたが、20年度は1万134円と約26%増加し、20年度は後期高齢者医療制度が施行され被保険者数が1,000万人以上減ったが、法定外繰入額はほとんど変わらなかったため、1人当たり繰入額は大幅に伸びたとしています。都道府県別の一般会計繰り入れ状況は、保険者数1,788のうち法定外繰り入れを行った保険者数は1,223、約70%で、繰り入れ総額は3,688億円となっています。昨今の経済状況のもと、景気の低迷が続き、住民生活は厳しくなる一方です。2年連続の国保税の引き上げは家計を重く圧迫しています。国保税をぜひ安くしてほしい、こういう声は本当に切実です。国民健康保険法は、第1条で国民健康保険を社会保障及び国民保健のための制度と規定しています。一般会計からの繰り入れで抜本的な引き下げをし、住民負担軽減を図っていくよう求めるものですが、いかがですか。政府は通常国会で成立した国保法改定によって、都道府県に広域化等支援方針の策定を求めるとともに、後期高齢者医療制度の検討の中で、国保の広域化を進めようとしています。広域化についての町長の見解をお伺いいたします。

国保の財政難が深刻化する中で広域化に期待する声もありますが、国保の財政難の原因は国庫負担の削減です。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めしても、弱い者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながらないのではないのでしょうか。政府は広域化によって都道府県下の国保税を均一にするため、市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険税値上げに転嫁させようとしています。これが実行されれば国保税はさらに高くなり、しかも今後医療給付費がふえるのに応じて際限なく引き上がるようになるのではないかと懸念されますが、いかがでしょうか。

社会保障、住民福祉としての国保制度を再建するのか、それとも市町村国保を解体させ、機械的な徴収、給付機構に変えてしまうのか、今国保制度は大きな分岐点に来ていると思います。社会保障としての国保運営がなされるよう、住民の暮らしを守る自治体の首長として、国や県に対

し強く求めていくべきではないでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 初めに、国保制度について答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの泉議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の一般会計繰り入れについてですが、議員もご承知のとおり、国民健康保険については国民健康保険法第10条の規定により、特別会計を設け、国民健康保険に関する歳入歳出の経理を行っております。具体的には、受益と公平の原則に基づき、特定歳入の保険税や補助金等をもって保険給付などの特定歳出に当てる運営をしております。このため保険給付等の上昇下降によって保険税も連動することとなりますが、現在の美郷町の保険税水準は、隣接市との比較では1人当たり調定額が低い方ですので、まずはこの点のご理解をお願いいたします。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、国民健康保険法第72条の3に基づく保険税軽減分の繰り入れを始めとする、認められている内容について行っており、21年度は1億436万円を一般会計から繰り入れているところです。議員ご質問の法定外の繰り入れについては、議員ご指摘のとおり全国の半数以上で実施されているようですが、その内容は多岐にわたっております。例えば、福祉医療制度実施に伴う医療給付費波及分の繰り入れや、被保険者のがん検診に伴う繰り入れなども法定外繰り入れとしてカウントされているとのこと。したがって、すべてが保険税軽減のための法定外繰り入れではないことにご理解をお願いいたします。

保険税を安くしてほしいという被保険者の感情はもちろん理解していますが、国民健康保険特別会計の原則や近隣市と比較した場合の保険税水準などをかんがみると、法定外の一般会計繰り入れを実施しなかった今年度の取り組みは適切だったと認識しておりますが、いずれ今後については国民健康保険の制度改正を含めた環境変化等を見据えながら、その都度適切な判断に努めてまいりたいので、どうかご理解をお願いいたします。なお、引き続き滞納対策や特定健康診査等の保健事業、医療費適正化事業の実施などについて、会計の健全化には努めてまいります。

次に、国民健康保険の広域化についてですが、平成22年の法改正により、国民健康保険法第68条の2に、都道府県は国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることができるとされたほか、厚生労働大臣が主催する高齢者医療制度改革会議が8月20日に発表した、後期高齢者医療制度にかわる新制度の中間取りまとめでは、保険運営の安定化を図る視点からの改革として国保の広域化に言及していることは、議員ご指摘のとおりです。

しかし、現在のところその詳細はわかっておらず、細部を含めた検討をさらに進め、年末までに具体内容を取りまとめたいたしているため、議員ご質問の広域化についての的確な見解を述べる状況にないことにご理解をいただきたいと存じます。ただし、保険者事務や医療費適正化事務については、広域化に伴う事務軽減は想定できますし、保険財政共同安定化事業についても広域化に伴う所得割の導入によって、低所得水準の市町村の負担是正など財政上の効率化も想定できるものと認識しております。一方、現在でも県内では3倍弱の保険税格差がある状況の中で、広域化がなされた場合、保険税の平準化に伴う大きな影響が生ずることも想定されるところです。したがって、国民健康保険制度の広域化については、詳細な制度案が見えてきた段階で具体的なプラスとマイナスを含めた影響を把握し、議論することが肝要と認識しているところです。

なお、こうした流れを踏まえて、県内の市町村では広域化のメリット、デメリットの研究とその整理を目的に、本年4月に市長会が中心となって国保事業広域化研究会を立ち上げるとともに、7月には県及び町村も加わって関係機関全体で研究に着手したところです。今後も国民健康保険制度の意義を十分に認識しつつ、国や県あるいは市町村長とあるべき健康保険制度について、機会をとらえて議論してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 広域化について詳細はこれからということでありまして、政府が5月に国保法の改定が成立して、その1週間後にもう都道府県知事あてに広域化の支援方針の策定という通達を出しているということです。そこによると、一般会計繰り入れによる赤字補てん分については、保険料の引き上げ、そして収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めることと明記されているとのこととあります。これは結局国保を県単位にして、そして均一するために市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険料値上げに転嫁せよという、そういう中身であります。詳細はこれからということでありまして、いろいろまた市町村、県を交えて研究していくということとありますけれども、この広域化の一番のねらいというところは、市町村が住民負担軽減のためにいろいろ努力をして一般会計繰り入れなどをしながらやっていることをなくしていこうという、もう後期高齢者医療制度や介護保険制度のように、広域化をして末端の切実な住民の声が届きにくくする、こういう制度だと私は大変危険なところが一面あるということを考えますけれども、町長はその点どのように認識するのか、一つお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃった見解あるいは考えは、議員のお考え、あるいは議員の見解ということと存じますが、私が先ほど答弁いたしましたとおり、必ず物事が動く際にはメリットとデメリット両方あると存じます。そのメリット、デメリットを両方きちんとテーブルにのせた上で、その制度について議論をすることが重要である旨を先ほど答弁させてもらいましたが、広域化についても同じようなことでありますので、議員の再質問について、私としましては今現在進めている研究会の中で整理される内容、とりわけメリット、デメリットをそれぞれ洗い出した上での議論が肝要であるというふうに認識しております。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） ぜひ広域化の中で、今のような声が広域化の問題としてはいろいろ懸念される点があるということ、ぜひ町長もいろいろな機会ぜひ発言をしていただければと思います。そして、もう一つ、高過ぎる国保税の問題ですが、近隣市町村に比べて低い方だということですが、実際国保加入者にとっては国保税ほど重い、重税感があるという認識は広く広がっています。いろいろな税金の中でもとりわけ重税感があると。これは一番の問題は、やはり国が国庫負担を削減してきて、そして住民負担が強まったことにある。これはそういうわけでありませうけれども、町の努力はもちろん認めます。いろいろ基金なども取り崩しながらやってきているわけですが、だんだん基金もなかなか少なくなって、そうした中で即税にはね上がっていくのではないやり方をしてほしいという、そういう立場からの質問であります。そして、財源としてこれまでも何度も言ってきましたけれども、そして町長も答えていますけれども、やはり国に対して国庫負担をもっと元に戻していくという、こういう要望をあらゆる機会にさせていただきたい。そのことをまた重ねて申し述べまして、次の質問に移ります。

次に、保育問題について質問をいたします。政府が6月に、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を公表いたしました。来年の通常国会には関連法案を提出し、問題が噴出している介護保険や障害者自立支援制度をモデルにして、今ある保育制度を抜本的に変えようとしています。国が導入しようとしている新たな保育制度は、市場原理の導入、直接契約、直接補助方式への転換、指定業者制度の導入を柱にして進められてきたものであり、児童福祉法に定められた国と自治体の責任による現行保育制度を根底から崩すものと考えますが、町長の認識を伺います。新システムは、子ども手当や妊婦健診、幼稚園、保育園、児童館など、子育て支援にかかわる制度、財源、給付を一つにまとめた制度にして、子ども家庭省の創設の検討も示しています。政府

が子育て関連の国の財源や労使の拠出金を一括して特別会計をつくり市町村に交付する、親への現金給付と保育など具体的なサービスの提供をどう組み合わせるか、どのような子育て施策を展開するかは、各自治体にゆだねられます。保育所に関してはこども園に一本化し、営利企業をどんどん参加させる方針です。新システムでは、市町村の裁量が強調され、どのようなサービスをどう給付するかはすべて自治体に任されることとなります。自治体の財政力に現在でも大きな差がある中で、保育、子育てサービスに関する地域格差が一層広がるおそれがあるものであり、子育て支援のあり方を丸ごと変えてしまうような乱暴なやり方はやめるよう、国に意見を述べていくべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。保育園の目標は、子供たちが安心して過ごせること、親が安心して働けることだと思います。保育園や幼稚園は、子供たちが心から安心して過ごせる場所である必要があることは当然だと思います。老朽化しているわくわく園の整備についての調査がされているわけですが、子供たちが安心できる環境のためにも、新園の建設が必要と考えます。これまでの調査状況と今後の計画について伺います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 保育問題についての町長の答弁を求めます。登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

子ども・子育て新システムの保育についてですが、ことし6月に国の少子化社会対策会議が、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を決定し、その内容を内閣府のホームページに掲載しておりますが、これも先ほどのご質問と同じなのですが、県並びに私どもにはその内容の説明はなく、またホームページ上の資料以外の新たな資料もいただけていない状況です。したがって、現段階では詳細はわかりませんが、国の関係者に伺ったところによりますと、この基本制度案要綱はすべての子供に質の高い幼児教育、保育を保障するとともに、家庭における子育て、教育にも資するため、幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供する（仮称）こども園に一体化すること、また事業ごとに所管や制度、財源がさまざまに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度、財源、給付について包括的一元的な制度を構築することを趣旨に決定されたとのことでした。したがって、議員がご心配しているような方向に誘導するための新システムではないと理解していますが、詳しい説明を伺っておりませんので的確な見解を述べられないことにご理解をお願いいたします。なお、財源については、（仮称）子ども・子育て包括交付金として、市町村の事業量に応じた要素も加味することとしているようで、地域主権を意識した交付を想定しているのではないかと

考えております。いずれこの基本制度案要綱を決定した後、関係省庁による具体の調整等については進んでいない旨の情報をいただいておりますので、平成23年に法案を提出し、25年度の施行を目指すとしているこのシステムが、今後どう肉づけされていくのか、その動きを注視するとともに、その詳細が見えるようになった段階で判断してまいりたいと存じます。

次に、わくわく園の建設についてですが、わくわく園については合併後にそれまで未接続だった下水道への接続を行うとともに、アスベスト対策や施設修繕などを順次行い、保育環境の向上や安全性の担保に取り組んできていることは、議員もご承知のとおりです。しかし、昭和53年に供用開始され、築後32年が経過していることから、老朽化してきていることも十分に認識しているところです。そのため美郷町総合計画後期基本計画に、わくわく園の施設整備方針を決定する旨の記述を盛り込むとともに、本年度は基礎的な調査として調査委託費を予算化し、現在建築設計業者に調査業務を委託しているところです。

調査業務については、委託期間を年度末までとしておりますので、22年度内に調査報告書を收受することになりますが、小中学校の再編や仙北組合病院の改築に係る財政支出など、全体的な財政計画を見通しながら、報告書の内容を十分に検討し、23年度内には整備方針を決定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 新システムですけれども、これもこれからの問題ではありますが、一番この問題はやはり、すべてこの保育問題もですけれども、先ほどの国保とか保健医療の問題も、すべて国が国の責任をだんだんなくしていく方向、各地方自治体任せにしていく、そして最終的には利用者負担を強めていくという、そういうことが大変危惧される問題があると思います。そして、新システム、なかなか中身がまだはっきりしていないということでもありますけれども、国民に十分内容を知らされないまま進めていくというところが、一つまず問題があると思います。そして、質問の中でも述べておりますけれども、児童福祉法に定められた国と自治体の責任による現行保育制度を崩していくという、こういうことが大変、だんだん中身が保育関係者などの間でわかってくるにつれて、問題点として上げられているものでありますので、ぜひ今後中身を検討していただき、住民の利益にならないことに対しては国に強く意見を述べていただきたい。そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。